

議案第63号

守口市消防団条例案

守口市消防団条例を、次のように制定する。

平成25年12月 5 日提出

守口市長 西 端 勝 樹

記

## 守口市消防団条例

守口市消防団条例（昭和32年守口市条例第14号）の全部を改正する。

（趣旨）

**第1条** この条例は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第18条第1項の規定に基づき消防団の設置、名称及び区域に関し、同法第19条第2項の規定に基づき消防団員（以下「団員」という。）の定員に関し、並びに同法第23条第1項の規定に基づき団員の任用、給与、分限及び懲戒、服務その他身分取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

**第2条** 市に消防団を置く。

2 消防団の名称は、守口市消防団とする。

3 消防団の区域は、市の全域とする。

（定員）

**第3条** 団員の定員は、165人とし、その分団別の配分及び階級別定員は、規則で定める。

（欠格条項）

**第4条** 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。

（1） 成年被後見人又は被保佐人

（2） 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者

（3） 第10条の規定により免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

（任用）

**第5条** 消防団長（以下「団長」という。）は、消防団の推薦に基づき市長が任命する。

2 団長以外の団員は、市の住民基本台帳に記録されている18歳以上の者であって、心身が強健であるもののうちから、市長の承認を得て団長が任命する。

(退職)

**第6条** 団員が退職しようとする場合は、あらかじめ、書面により任命権者（団長の場合にあつては市長を、団長以外の団員の場合にあつては団長をいう。以下同じ。）に願い出なければならない。

(報酬)

**第7条** 団員の報酬の額は、次の各号に掲げる階級に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 団長 年額20,000円
- (2) 副団長 年額10,000円
- (3) 分団長 年額5,100円
- (4) 副分団長 年額4,000円
- (5) 部長 年額3,500円
- (6) 班長及び団員 年額3,000円

2 報酬の支給方法は、規則で定める。

(費用弁償)

**第8条** 団員は、災害により現場に出動した場合及び訓練に従事した場合に要する費用の弁償を受けることができる。

2 費用弁償の額は、前項の出動した場合又は従事した場合1回につき、1,000円とする。

3 費用弁償の支給方法は、規則で定める。

(分限)

**第9条** 団員が次の各号のいずれかに該当する場合には、任命権者は、その意に反して、これを降任し、又は免職することができる。

- (1) 勤務実績が良くない場合
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- (3) 前2号に規定する場合のほか、その職に必要な適格性を欠く場合
- (4) 職制若しくは定員の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合

2 分限の手續及び効果は、規則で定める。

(懲戒)

**第10条** 団員が次の各号のいずれかに該当する場合には、任命権者は、これに対し、戒告、停職又は免職の懲戒処分をすることができる。

- (1) 消防に関する法令、条例又は規則に違反した場合
- (2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- (3) 団員たるにふさわしくない非行があった場合

2 懲戒の手續及び効果は、規則で定める。

(服務規律の基本)

**第11条** 団員は、団長の招集によって出動し、職務に従事しなければならない。団長の招集がない場合であっても、水火災その他災害の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところに従い、直ちに  
出動し、職務に従事しなければならない。

2 団員は、上司の指揮命令の下に一致団結して職務に従事しなければならない。

3 団員は、水火災その他災害に関し、絶えず住民の注意を喚起するよう努めなければならない。

(集合等の制限)

**第12条** 団員は、火災警報（消防法（昭和23年法律第186号）第22条第3項に規定する警報をいう。）の発令中その他特に警戒の必要があると認めるときは、警備に支障のある場所に多数集合し、又は多数集合して飲酒してはならない。

2 団員は、10日以上その居住地を離れる場合は、任命権者に届け出なければならない。

3 団員は、特別の事情がある場合を除いては、その半数以上が同時に居住地を離れることができない。

(秘密を守る義務)

**第13条** 団員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(委任)

**第14条** この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。